

企業に求められる3つの取組みとは

Dガイドラインの枠組みと位置づけ



する。第Ⅱ章で具体的な組織体制や の本ガイドラインの位置づけを議論 組みを確認したうえで、企業として

どのように実務に落とし込むか

ガイドラインに即した体制整備と 進め方

)実行に移すための前提として、本

済を求める。

はじめに

る。

囲などを議論しておく必要があ

ガイドラインに従う理由とその範

本政府により策定された。ビジネス ドライン」または「GL」という)が日 てはビジネスリスクとして顕在化し と人権の問題は、 イチェーン等における人権尊重のた のガイドライン」①(以下、「本ガイ 2022年9月、「責任あるサプラ 一部の企業にとっ

第Ⅰ章では、本ガイドラインの枠

験に基づき、主に企業のプロジェク 筆者のインハウス弁護士としての経 が(GL1・1)、本稿においては、 実務向け資料の作成を予定している じみが少ないだろう。経済産業省が ているが、多くの企業にとってはな ヒントやTo doを検討したい。 ト担当者向けに、実務体制の構築の

欧州系のグローバル企業でインハウ 見解を代表するものではない。 個人の意見でありこれらの企業等の 基づき執筆しているが、本稿は筆者 本稿はこれらの業務等で得た知見に 体制の構築等の経験を有しており、 ス弁護士として勤務し、ガバナンス なお、筆者はこれまで日系および

> 務的なポイントを議論したい。 タイムラインを検討し、 その他

(この章のエッセンス)

人権DDガイドラインは企業に人 権方針の策定、人権DDの実施、救

第

章

一業に求められる3つの取組みとは

https://www.meti.go.jp/press/2022/09/計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議!! 2022年9月、ビジネスと人権に関する行動!! 20220913003/20220913003.html

(1)

本ガイドラインが求 る企業対応の枠組み

く次のように分けられる。 企業に求められる取組みは、 大き

人権デューデリジェンス(人権D 人権方針の策定

2 1

3

D)の実施 救済

(GL2·1)(図表1)。 の4つのステップを有している そのうち、 ②人権DDは、 さらに

次

の実

め

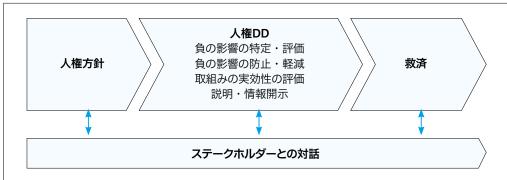
特別企画

ビジネスにおける人権尊重をどう実践するか

弁護士・ニューヨーク州弁護士 兼子 良太

> (iv) (iii)

(図表1) 本ガイドラインが求める企業対応の枠組み



(出所) 本ガイドライン7頁の図をもとに筆者作成

行う。対応は自社の関与度によって 次に、 ii負の影響の防止・ 軽減を

負の影響の特定・評価

(ii) (i)

(1)

人権方針の策定

異なる。

自らが引き起こし(cause)

取組みの実効性の評価 負の影響の防止・軽減 説明·情報開示

る②人権DD L 2 1 2)° 次に、 本ガイドラインの中心であ を、 4段階で行う(G

0

えで、 には、 防止・軽減するには、まず自社が関 である。 位づけを行う(GL4・1)。 ていく。 業セクター・製品や地域などの視点 影響を特定する必要がある。 与しまたは関与し得る人権への負 まえたうえで、 の関与度や深刻度などを評価して踏 で絞り込み、さらに具体的に特定し に、i)負の影響の特定・評 リスクが重大な事業領域を事 自社の事業活動を把握したう 特定されたリスクは、 企業が人権への負の影響を 対応の内容や優先順 具体的 自社

さらに、心説明・情報開示を行う。

救済のプロセス

(3)

最後に、③救済のプロセスである。

の人権尊重責任を果たすという企業 が求められる。「人権方針」とは、 (2) えて作成される(GL2・1・1、3)。 やステークホルダーとの対話を踏ま の約束であり、社内関係部門の知見 トップを含む経営陣から企業内外へ によるコミットメントである。 企業には、まず①人権方針の策定 経営 そ る。

れる。 響の特定・評価、 努めるべきとされている。 施等により負の影響の防止・軽減に 軽減する措置を取るべきとされてい る(GL4·3)。 位置づける等の対応が例示されて 継続的に改善していくことが期待さ に防止・軽減することが期待され 場合には、影響力の行使や支援の実 負の影響については、これを防止 または助長している(contribute いることだろう(GL4・2・1)。 では不十分であり、 スが直接関連する(directly linked) に対して自社の事業・製品・サービ 人権侵害との関連性を解消するだけ 評価を行い、 また、企業は、⑪取組みの実効性 これに対し、 単に取引停止等によって自社と 内部監査プロセスの一項目に 自社の対応(負の影 人権への負の影響 防止・軽減等)を 負の影響を実際 ポイント

ページやサステナビリティ報告書等 などへの説明のほか、 負の影響を受けるステークホルダー で一般に公開する例がある。 企業のホーム

27 経理情報●2022.11.10(No.1660)

国家が救済を行う場合もある。 界団体等を通じて行う場合のほか、 るべきとする。企業が自らまたは業 企業が人権への負の影響を引き起こ 補償、再発防止などの救済が行われ かになった場合、謝罪、原状回復 し、または助長していることが明ら

の企業である(GL1・3)。 OECD多国籍企業行動指針似と 導原則②、 いった国際スタンダードに基づく。 この人権DDの枠組みは、 本ガイドラインは法的拘束力を持 適用対象は、 ILO多国籍企業宣言® 国内のすべて 国連指

場にある人たちが被害や非人道的な 習生問題などの事例がわかりやす 場廃水による飲料水の汚染、 上げる委託先工場での児童労働、工 られている。本ガイドラインが取り ンダーによる差別からの自由が挙げ 用および職業における差別からの自 に認められた人権を指す。具体的に 尊重すべきとされる「人権」は国際的 有無、宗教、社会的出身、性別・ジェ 本ガイドラインにおいて、企業が 居住移転の自由、 強制労働や児童労働に服さない ビジネスに関連して、 結社の自由、 団体交渉権、 人種、 脆弱な立 障害の 技能実 雇

> なりやすい(GL4・1・2・2)。 扱いを受けるようなケースが問題に

> > み合うリスクがある。第1に、社会

象は、 関連先も含む。 く下流である販売・消費・廃棄等の サプライチェーンとは上流だけでな を含む。また、本ガイドラインでは く、サプライチェーン上の企業だけ ある。「サプライヤー等」の範囲は広 でなくその他のビジネス上の関係先 人権尊重の取組みが要求される対 ならびに「サプライヤー等」で 国内外の自社およびグループ

4 「OECD多国籍企業行動指針」2011年改策に関する原則の三者宣言」 3) -LO(国際労働機関)「多国籍企業及び社会政『保護、尊重及び救済』枠組実施のために」 「ビジネスと人権に関する指導原則:国際連合

における位置づけ 本ガイドラインの企業

め の前提を議論しておこう。 次に、企業がアクションに移すた

(1) なぜ「ビジネスと人権」か?

と思う方も多いだろう。 られる言葉で、ビジネスには縁遠い 目されているのだろうか? 人権と は、主に憲法や社会問題などで触れ なぜ、いま「ビジネスと人権」が注

スクが増しているからだ。2つの絡 端的にいうと、企業にとってのリ

> ない。 が生じた。問題が顕在化すれば消費 や人権侵害に用いられたりする事態 の裏側で強制労働に関わったり犯罪 バル化により世界がサプライチェー テーションリスクだ。経済のグロー 的責任に関わるリスクや、 者の不買運動や炎上につながりかね ンで結ばれ、日本の企業活動が地球 レピュ

が差し止めたことは記憶に新しい。 国が続いている。ウイグル産綿を用 が高まり、企業に人権尊重の取組み いたユニクロの衣料品の輸入を米国 を求める法令や通商上の規制を課す でビジネスと人権に対する問題意識 第2に、 法的リスクだ。 国際社会

(2)て人権DDを行うべきか? なぜ本ガイドラインに則っ

点が挙げられるだろう。 う判断すべきか。たとえば、 法的拘束力を有しない。とすると、 権DD等の取組みを行うか否かをど 企業は、本ガイドラインに則って人 前述のように、本ガイドラインは 次の視

1 社会的責任

として掲げる企業が多いように、 権尊重やサステナビリティを価値観 第1に、社会的責任の視点だ。 倫 人

> 指針等に定められる責任を果たすべ 多い。国連指導原則、ILO多国籍 なり得る。公開されている人権方針 理的な判断が人権DDを行う根拠と き、という判断もあるだろう。 企業宣言、OECD多国籍企業行動 にも、自社の理念から論じるものは

2 自社の経営リスク

パブコメ表(3頁)M8)。 善を優先する必要がある(GL末尾 営リスクの軽減より、 る企業においては、他国の法制いへ 可能にする。国際的に事業を展開す とは、リスクの洗出しと早期対応を 実際の対応にあたっては、自社の経 ることも考えられるだろう。ただし、 の対応も視野に入れ、本ガイドライ ることは危うい。人権DDを行うこ クが注目されるなか、自社の人権リ だ。前述のような社会的・法的リス ンをベースに人権DDの体制を整え スクを把握しないままに事業を続け 第2に、自社の経営リスクの視点 人権状況の改

3 説明責任

要が生じるだろう。また、 においては株主・投資家等から本ガ 合、ステークホルダーに対して自社 自社が人権への負の影響を与えた場 人権尊重への取組みを説明する必 第3に、説明責任の視点だ。 上場会社

ているか問われることがあり得る。 イドラインに則った人権DDを行っ

積極的な事業戦略

関するRSPO認証が好例だ。早 要因になり得る。 は、他社製品・サービスとの差別化 期に積極的な人権対応を進めること リンピックの「持続可能性に配慮し 2020年東京オリンピック・パラ たりするだろう。後者については、 客・消費者が選ぶようになっていっ になっていくと、対応していない商 的な事業戦略としての視点だ。 た調達コード」⑥やパームオイルに れたり、人権対応の優れたものを顧 品・サービスの使用・販売が規制さ に関する事業・通商のルールが厳格 第4に、事業分野によるが、 人権 積極

ビリティ・デューデリジェンス指令案など。リジェンス法や、EUのコーポレート・サステナリジェンス法や、EUのコーポレート・サステナ sustainability/sus-code/

https://www.wwf.or.jp/activities/basicinfo/3520.html https://www.2020games.metro.tokyo.lg.jp/ special/watching/tokyo2020/games/

従うべきか? どこまで本ガイドラインに

責任は問われない」という発想の、 ドラインは、「これをやっておけば 思うかもしれない。しかし、 ロセスに従わなければならない、と 企業は本ガイドラインの細かいプ 本ガイ

> ンス手順書ではない。 チェックリスト方式のコンプライア

ドラインから細部で逸脱しても問題な 権保護に資する手法があり、 いと思われる。同様に、本ガイドライ 対外的に説明できるならば、 く、目的は人権尊重だから、より人 本ガイドラインに法的拘束力はな 本ガイ それを

> 取組内容は、各社の状況に基づき、 ンは、 ンのプロセスに形式的に従っても、 ステップは定めるものの、具体的な 権への負の影響が改善できなければ、 人権にも経営にもリスクが残る。 国際スタンダードや本ガイドライ 人権DDなどの概括的な作業 人

ステークホルダーとの対話によって

ポイント」(1も参照)。

き合って対応することだといえるだ ことではなく、ステークホルダーと ば、企業として行うことは、 設定すべきと考えている。とすれ ろう(後記第Ⅱ章「企業側の進め方の の対話を持ち、 燥なコンプライアンス手続を増やす 提起された問題に向 無味乾

どのように実務に落とし込むか

第Ⅱ章

(この章のエッセンス)

-)人権DDは、経営陣主導のもと海 がよい。 外を含む関連部門で体制を整え、 全社プロジェクトとして進めるの
- 画一的なコンプライアンス手続の が期待されている との対話を踏まえた実質的な対応 遵守ではなく、ステークホルダー

組織とタイムライン

ムラインをみてみよう。 ンに対応するための組織体制やタイ 本章では、企業がこのガイドライ

(1)

ち上げる段階と、継続的に取り組む される(GL2・2・1)。 取組みを立 取組みには「全社的な関与が必要」と 本ガイドラインでは、 人権尊重

> 段階に分け、 組織体制を検討してみ

則や業務フローの整備、ステークホ 計画の立案(後記③も参照)、社内規 情報収集、人権DDなどの活動内容 記(2)も参照)、 関連部門やメンバーの選定調整 思われる。必要な作業の例としては、 ため、経営陣を中心とした社内横断 プロジェクトとすることが効果的と 内部門の参加と多くのタスクがある まず、 立上げ段階では、 取組みや法令などの 多様な社

の原案作成、初回の人権DDのリー ルダーの特定や関係構築、人権方針 などが考えられる。

具体的な取組内容は個々のケース

ルダーとの関係強化等が考えられ を維持・促進すること、ステークホ インが定めるプロセスを回すこと、 意思決定、人権DDなど本ガイドラ の例としては、人権問題への対応の のが一案だろう。継続段階のタスク ダーシップを発揮するチームを置く む委員会の設置など、継続的にリー 重きを置き、後に柔軟な調整の余地 るので、完璧なプロセスを作るより やステークホルダーとの協議で変わ 企業もあるかもしれない。 定期会議などにより関係部門の連携 を持っておくほうが実際的だろう。 また、継続段階では、経営陣を含 リスク領域の分析や情報収集に 専任の担当者や担当部門を置く

(2) 関与すべき社内部門

で、経営陣のリーダーシップは欠か 意思決定や社外への説明をするうえ 本ガイドラインは、経営陣の主体性 チームを作るべきだろうか。 を強く要求している。実務的にも、 最も重要なメンバーは経営陣だ。 では、どのような機能を持った

せないだろう。

らないような議論が必要だろう。 全社対応をリードすることも考えら ば調達)に偏っていれば当該部門が 権DDの実務が特定の部門(たとえ とるうえでも効果的だろう。もし人 務局として実務を回すだけでなく、 機能を持つ部門が候補だろうか。 役となる部門があるとよい。経営企 れるが、他部門での対応が疎かにな 画、ESGやCSR、総務等の統括 人権上と事業上の考慮のバランスを 調達やサプライチェーン部門の関 実務面では、まず、全体の旗振り 事

要も生じ得る。 防止・軽減段階ではサプライヤー等 網羅的な把握が必要だろう。問題の く、人権DDでは原材料や外注先の 与は欠かせない。人権問題はサプラ と協議したり、ともに改善を行う必 イチェーンの上流で生じることが多

チェーン」は製品・サービスの販売 情報を有する部門が考えられる。 ど、顧客・ユーザーとの関係や市場 検討する。営業・マーケティングな ので、これらに関わる部門の関与も 消費・廃棄等といった「下流」も含む 本ガイドラインの「サプライ

もしれない)の関与も必要なことが 人事部門(海外の現地人事部門か

> ライヤー等との契約で人権尊重や人 働・児童労働や職場・採用での差別 多い。人権問題の範囲には、強制労 権DDへの協力などを義務づけるな 対応には法律的知見が有用だ。サプ 与も有益だろう。負の影響の評価や 合等は重要なステークホルダーだ。 など、労働問題が含まれる。労働組 法務・コンプライアンス部門の関

> > きだろう。

の各部門も検討されるべきだろう。 面で、それぞれ関与が必須だろう。 ロセスで、広報部門は情報開示の場 その他、 製造、研究開発、環境等

内部監査部門は実効性評価等のプ 法務的な対応も考え得る。

動が必要かという観点で検討すべき のためにいかなるメンバーおよび活 と考える。 ると、経営者の視点から、人権尊重 本ガイドラインの期待値を踏まえ

要だろう。逆に、本社から海外事業 拠点に丸投げしないなどの注意が必 り込む必要があると思われる。この ば、それらの部門を体制の中心に取 場合、リソースが不足しがちな海外 点や地域統括会社の独立性が高けれ の運営態様は各社各様だが、現地拠 討と労力を要するだろう。海外事業 なお、海外事業に関する体制は検

> る、 状況や考えを本社がきちんと把握す 制も考えられる。この場合、現地の に理解してもらう、などに配慮すべ へのコントロールが強ければ本社部 .'が海外での取組みをリードする体 本社の方針や意向を現地チーム

ら検討すべき」とする。 メ表(1頁)の№2は、日本の本社と に対応する方法は何かという視点か て「人権への負の影響に最も効果的 海外グループ会社の役割分担につい なお、本ガイドライン末尾パブコ

(3) タイムライン

り、ミスリーディングな点があれば 基づいて、読者にイメージを持って してみよう(図表2)。なお、このタ 関係をタイムラインの一例として示 ジするため、対応事項の流れと相関 お許しいただきたい。 いただくだけの目的で作成してお イムラインは筆者の限られた経験に より具体的に企業の対応をイメー

人権DDを行う必要はない(GL末 必要がある(GL3・1)が、 社が影響を与え得る人権を把握する ら始まる。人権方針の検討には、自 簡単にステップを追ってみよう。 一連の作業は、人権方針の策定か 事前に

(図表2) 人権DDに関するタイムラインの例

このプロセスは かつ徐々に掘り下げながら行うべき」 の影響の特定・評価プロセスを行う。 これに続き、人権DDのうち、 サイクル1 サイクル2 人権方針 策定 「定期的に繰り返し、 非定期 評価 リスク特定・ 定期評価 定期評価 評価 負 リスク防止・ 軽減・防止 軽減

実効性

評価

定期的

開示

 \bigvee

非定期の 説明・開示 実効性

評価

定期的

開示

救済

生じたらつど非定期に実施すべきと もされている(GL4・1・2・1)。 のガイダンスには、2年ごとという 示唆もある®。 また、 新規事業等が

尾パブコメ表(2頁)№5)。

とされており、たとえば、OECD 先順位づけし、順次対応していく(G ついては、特定された負の影響を優

負の影響の防止・軽減プロセスに

|企業の活動により影響を受ける又

誰だろうか。

本ガイドラインは

そもそも、「ステークホルダー」と

とされている(GL4・1・3)。 を優先し、 まずは負の影響の深刻度の高いもの L2・2・4、4・1・1)。優先順位は、 次に蓋然性を考慮する、

価のサイクルに合わせている。 れる。 社の業務に依るところが多いと思わ 救済プロセスは、負の影響の防止・ 実効性評価および説明・情報開 監査や報告書作成等の既存の各 ここでは一例として、 定期評 示

るサプライチェーンのためのデュー・デリジェン8)「OECD衣類・履物セクターにおける責任あ ス・ガイダンス」

われる。

軽減と関連して進むことが多いと思

企業側の進め方の

 $(\mathbf{1})$ 以下では、 ポイントを挙げてみる。 「ステークホルダーとの対 企業側の進め方につい

的なタスクに落とし込んでみよう。 本ガイドラインは「ステークホル 話」をどう行うか わかりにくい概念だが、 . 具体

実効性評価

説明·

情報開示

救済

次のようにまとめられる。 ける。誤解をおそれず簡略化すると、 係者を一緒くたにしている印象も受 1:2:3)が、 はその可能性のある利害関係者(個 人又は集団)」を指すという(GL2・ 3 2 1 響を与え得る立場の人たち うと働きかける人たち る本人たち(ライツホルダー) 自社とともに、人権への負の影 ①を守り、人権状況を改善しよ 自身の人権に負の影響を受け得 性質の異なる利害関

う。 など、③は自社の取引先や、 を例に取ると、 せばよいのか。3つに整理してみよ 話」とは、 が多ければ業界団体、 は労働組合・労働者代表、 社と同業で同様の問題を抱える企業 人権擁護者、 では、 海外の調達先工場での長時間労働 「ステークホルダーとの対 具体的に、 現地政府・地方自治体 ①は現地労働者、 誰と、 などだろう。 N G O 何を話 もし自 (2)

人権リスクの特定段階において、① まず、i)情報収集や問題の特定だ。

ポイント

救済

いる。 ダーとの対話」に繰り返し言及して

ステークホルダーとの対話の進め方の一例(本文中の例に基づく)

情報収集、 対応 解決・救済 リスク特定 対応要求、提案対応内容の合意な 合意・ ヒアリング等 共同対応 等 情報提供、 情報の相互提供 納得 苦情 等 (1)自身の人権に負の影響を受け得る本人たち ステークホルダー ②現地政府、労働組合、NGOなど ③サプライヤー等、同業者団体など

け よって、 ③の人たちが何をできるのか、に できる。また、 人たちが何を必要としているのか た現実的な対応を見定めることが 負の影響の防止・軽減に向 取組みの実効性評価

ク特定にも有用だろう。

に保有している情報は自社でのリス

くれる。また、

③の人たちがすで

あることやその状況を端的に示して

通報も含む)は、

解決すべき問題が

②の人たちからの情報提供(苦情や

次に、

ii対応の段階だ。

1 ② の 重の取組みには「これをやればよい くことも必要だろう(GL4・3)。 として、①・②の人たちからのフィ さらに、

多いので、改善措置や協議の結果と 口とルートとゴールを具体化するの の対話は、 ることが1つのゴールとなる。 して①・②・③の人たちの納得に至 に役立つ(図表3)。 このように、ステークホルダーと 人権に関する取組みの入

係を持つことは有益だ。どのような 影響力を持つこともあり、 を得ることも考え得る。 のような中立の機関から情報 体の例を参考にしたり、 NGO等と対話すべきかは、 あるだろう。しかし、重要な情報や まり対話を持ったことがない企業も 八権的課題を持つ他企業や同業者 なお、NGO・人権擁護者等とあ J E T R O 適切な関 同様の ・助言 团

びGL末尾パブコメ表(4頁)№1)参照。

八権方針の策定

(2)

が要件とされている(GL3)。 人権方針の策定には、 次の5項 目

効率的に入手できるかもしれな

踏まえて、対応を改善・変更してい ドバックや③の人たちの対応状況を 6世解決・救済だ。 人権尊

> 3 2 1

関係者への期待の明記

社内外の情報・知見の参照

企業トップを含む経営陣の承認

という客観的なゴールがないことが 議で決定することが考えられる。 営陣の承認は、具体的には取締役会 やその他のハイレベルな会議体の決 **(5)** 4 また、②社内外の情報・知見の参 このうち、 社内の事業方針、手続への反映 般への公開、社内外への周知 ①企業トップを含む

地域、 場合は、 権の観点で情報が整理されていない 事業のサプライチェーンの上流・ ら情報を収集し、 照については、まずは社内各部門か 集が例示されているが、 況や原料・調達国の事情等の情報収 たり、ヒアリングにより漏れをなく 0 流の詳細(原材料・製品、 に把握するのが実務的だろう。 すことが有益だろう。 はステークホルダーからの情報だ 定レベルの情報があるはずだ。人 問題・通報事例などについては、 社外からも情報を集める。 実際的な問題に関する情 取引先・ユーザー等)や既知 必要な情報をきちんと示し 自社事業を包括的 特に重要な 関与する 業界状

ある。 針等への反映等が考えられる。 ウェブサイト等で公開するほか、 内に対しては、行動指針等への反映、 移すために社内外の協力を得ること プライヤー等への協力依頼や調達方 ことが重要だろう。社外に対しては、 透させ、 を担保するための要件といえる。 いては、 資料配布等が行われることが ④ ・ ⑤ は、 人権尊重の取組みの当初にお リスクの見落としを減らす 人権尊重の意識を社内で浸 人権方針を実行に サ 社

スクについて言及する企業は、 策定・開示している企業の例をみる 満たすことが読み取れる例はまだ多 権方針を策定済みとのことだが、筆 によれば、 未策定の企業が焦る必要はない一方 少数であった。 自社の実態に即した具体的な人権リ を端的に述べるものが多い。 実施、救済、ステークホルダーとの ダードの遵守を含む)、人権DD 者が調査した範囲では、 人権を尊重する旨(国際スタン 策定済みの企業も充実化の余地 情報開示などについて、 経済産業省等のアンケー すでに本格的な人権方針を 回答企業のうち69%が人 これらからすると、 ①から⑤を 他方、 まだ) (10)

ケート調査』集計結果」2021年11月(1)経済産業省・外務省「『日本企業のサプライ

(3)人権 D Dにおける情報収

扱う企業ほど負担が大きい。 のみだが、多くの商品・サービスを きおよび4・1・2・3で多少触れる るには、 する必要がある。 について情報収集し、 人権 本ガイドラインは4・1・1 柱書 自社のサプライチェーン等 の 負の影響を特定 情報収集について 全体像を把握 • 評

間 ザーの概要などが考えられる。 密保持等の理由で入手できない場合 接的な取引先やユーザーの情報は秘 取引先に限らず、また販売先等の下 ライヤー等」の範囲として、直接の 顧客まで実施している企業は約10 実施している企業は約25%、販売先 流通経路、 る必要も生じるだろう。 16 ている企業のうち、 によれば、人権DDをすでに実施し !接仕入先を人権DDの範囲に含め (も含むので(GL1・3)、 |%だ。本ガイドラインでは「サプ たとえば、 前掲の経済産業省等のアンケー 関係地域、 原材料・製品 間接仕入先まで 取引先・ ただし、 の内容、 前記の ユ 間

サプライチェーンを順にたどるア

先順位や対応方法は、

会社としての

もある

を検討してもよいように思われる。

の姿勢としては、 的な措置が効果的だろう。 を行ったり、 現地政府・公的機関やNGO等は、 から プローチを補完するのが、リスクの とが重要だろう。 題に確実に対処できるようにするこ 主義的に探すのではなく、 ンタビューをしたりするなどの重点 の特定には、 供を可能にする。 受けている本人からの直接の情報提 苦情通報は自身の人権に負の影響を 夕を持っていることがある。 人権問題に関する詳細な情報 い問題の情報をステークホルダー 足飛びに得るアプローチだ。 現地訪問して実地調査 ステークホルダーにイ 細かい問題を完璧 具体的な問題状況 情報収 大きな問 また、

対応方法とその決定

(4)

場合、 ごとの個別性が高いので、 は 取ることとなる。 た事業領域 ル整備や、 やるべきことは、 によって異なる。 人権 前述のとおり自社の関与レベル の影響の防止・ これを防止・軽減する措置 への負の影響が実際に生じた リスクが高いと特定され の事前調査などだろう。 社内の体制 対応の方法は事案 この場合の対 軽減に関する優 現段階 ルル 1 で

> 重 営・事業の考慮とを同時に考える(そ くのも有益だろう。事業インパクト 告や意思決定のプロセスを定めてお が して本ガイドラインでは前者のほう 0 意思決定や情報開示を伴うので、 人権に関する考慮と会社としての経 ある決定をする場合は、 |の責任者と事業の責任者の両方を 優越する)ので、 たとえば人権尊 被害者の 報

協 **|議に加えることが考えられる。**

兼子 良太(かねこ・りょうた) 弁護士・米国ニューヨーク州弁護士 2006年東京大学法学部卒業、2011年弁護士登 録(旧64期)、2015年米国ニューヨーク大学ロー スクール卒業、2016年米国ニューヨーク州弁 護士登録。2006年~2018年日系メーカー法務 部および同米国子会社勤務、2019年~現在外 資系製薬企業勤務。